

ご利用いただける方

- ・静岡市への移住を検討されている方
- ・首都圏（1都7県）に持ち家がある個人の方

※裏面ご利用条件を満たしている方

移住の手間と費用を抑えて、静岡市に移住しよう！

静岡移住 住みかえサポート

首都圏の家から、静岡市のお家に住みかえて暮らす。
あなたの移住をワンストップで支援します。



首都圏の家（売却 or 活用）

静岡の家（購入）

不動産会社を探しの手間が不要

不動産にかかる費用がお得

静岡市の充実した補助金も使える

サポート利用 vs ご自身で対応：メリット比較

サポート利用

- ✓ **首都圏の家の売却**
ジェクトワンが売却・活用を提案
 - 買取金額に3%アップ
 - OR 仲介手数料30%割引
 - OR 貸出貨料1ヶ月分バック
- ✓ **静岡の家の購入**
静岡ガスグループが物件紹介・リノベ提案
 - 仲介手数料50%割引

トータルコスト削減！

ご自身で対応

- ? **不動産会社探し**
売却・購入 それぞれ自分で探す手間
- ? **首都圏の家**
売る？ 貸す？ どれが得か迷う
- ? **静岡の家**
土地勘がなく、物件探しが困難
- ? **コスト**
仲介手数料などの負担が大きい

静岡移住 住みかえ STEP



STEP① 移住したくなったら、まずは移住相談！

静岡市の移住相談窓口

静岡市 総合政策局 総合政策課 (静岡市)
静岡市 移住支援センター (東京有楽町)

詳しくは、
静岡市 WEB サイトを
ご覧ください



STEP② 首都圏の持ち家、静岡での住まいについては、「静岡移住 住みかえサポート」にご相談ください！

住みかえについてのヒアリング

SHIZGAS (空き家買取専科)

静岡ガスグループ

首都圏にお持ちの家の売却や活用 / 静岡での住まい / お金についてのヒアリングをし、スムーズな住みかえにつながるよう、ご希望を担当会社にお繋ぎします。

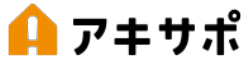
相談申込みフォームよりお申し込みください →
<https://x.gd/TD9ra>



首都圏の家を 売る or 貸す

静岡の家を買う

お金の相談をする



首都圏の家 売却・利活用

株式会社 ジェクトワン

売却 (買取)
提示した買取価格をさらに **3% 上乗せ** して買取ります。

売却 (仲介)
仲介手数料を **30% 割引**いたします。

活用 (賃貸)
貸主様に貸出賃料の **1ヶ月分をキャッシュバック**いたします。



静岡ガスグループ

静岡市の家 購入物件仲介

静岡ガスリビング株式会社 不動産チーム

購入：仲介手数料を **50% 割引**いたします。

新築・中古・リノベーション済み物件など
お客様のご希望に合わせた提案をいたします。

必要に応じてリフォームの提案をいたします。



移住応援ローン・ライフプラン全般 相談

株式会社 静岡銀行

移住に係るお金・移住後のライフプラン相談など、お気軽に相談いただけます。
<移住応援ローン特徴>

- ・勤続年数に関わらず審査 OK
- ・最長5年間利息支払いのみでも OK
- ・住みかえ後の旧居売却でも OK

※審査によりご希望に添えない場合もございます。

■ 圧倒的な経済的メリット：具体例によるシミュレーション

「首都圏の家を 5,000 万円で売却 (買取)」し、「静岡市内の家を 3,000 万円で購入」した場合のシミュレーション

移住のステップ	シミュレーション例	サポート利用時の特典	おトクになる金額
① 首都圏の家を売る	5,000万円で売却(買取)	買取価格を 3%アップ	150万円 プラス
② 静岡の家を買う	3,000万円で新居購入	仲介手数料 50%割引	約53万円 節約
合計メリット		手間も費用もまとめて削減	203万円相当おトク!

首都圏での売却 (5,000 万円にて買取) → 買取価格 3%アップ特典により、150 万円が手元に多く残ります。

静岡での購入 (3,000 万円にて購入) → 仲介手数料 50%割引で 52.8 万円となり、約 53 万円の節約！

通常の仲介手数料 (3,000 万円 × 3% + 6 万円) × 1.1 = 105.6 万円

※首都圏の持ち家の活用 (賃貸) を希望する場合は、渋谷駅から 90 分以内の物件に限ります。

※「静岡市移住補助金」「空き家改修事業補助金」など、静岡市の補助金との併用が可能です。

詳しくは、静岡市のホームページをご覧ください。(https://www.city.shizuoka.lg.jp/ijuteiju/)

※本サービスは、所定の条件を満たす方を対象としています。静岡市が本サービスを共同で提供するものではありません。

■ ご利用条件 ①と② 両方の条件を満たす方

①【必須条件】

・静岡市の移住相談窓口 (静岡市 総合政策局 総合政策課 人口減少対策推進係 / 静岡市移住支援センター) に具体的な移住相談を行っている方

②【以下のいずれか、または両方に該当する方】

・首都圏 1 都 7 県 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県) に持ち家を所有している方

・静岡市で住宅購入を予定している方

< 一般的な売買取引の仲介手数料の上限額 >

【原則】不動産業者が、依頼者の一方 (売主もしくは買主) から受領できる仲介手数料 (税込) は、「物件価格に応じて一定の料率を乗じて得た金額を合計した金額」以内
 売買価格が 200 万円以下の場合 仲介手数料：売買価格の 5% + 消費税

売買価格が 200 万円超 ~ 400 万円以下の場合 仲介手数料：売買価格の 4% + 2 万円 + 消費税

売買価格が 400 万円を超える場合 仲介手数料：売買価格の 3% + 6 万円 + 消費税

【特例】不動産業者は、依頼者の一方 (売主若しくは買主) から受領できる仲介手数料 (税込) について、

「低廉な空家等」(物件価格が 800 万円以下の宅地建物) の仲介については、当該媒介 (仲介) に要する費用を勘案して、【原則】による上限を超えて受領できる。

ただし、その上限額 (税込) は「30 万円 × 1.1 倍の金額」以内

※仲介ではなく代理の場合の手数料の上限額は、仲介の手数料の上限額の 2 倍

2026年6月版

本件のお問い合わせ



あなたの空き家を資産にかえる
空き家買取専科

空き家買取専科 (静岡ガスグループ 株式会社 Sweets Investment)

〒421-0113 静岡市駿河区下川原 6-26-14

電話：0120-76-0802 メール：info@akiya-kaitori.jp (担当：三輪)